

PCAOB フラッシュレポート

PCAOB による新しい監査基準の提案と現在の経済環境における監査上の留意事項の公表
(2008年10月30日)

先週、公開会社会計監視委員会(PCAOB)は、現在の経済環境が財務諸表の重要な虚偽記載のリスクにいかにか影響を及ぼし、その結果、財務諸表監査にどのように影響するかを議論するための検討会を開催した。別の会議では、PCAOB は、より効率的で、リスクベースの監査アプローチを支援する7つの新しい監査基準を提案した。以下に、PCAOB によるこれら2つの取り組みを解説する。

PCAOB は現在の経済環境における監査上の留意事項を検討するために常任アドバイザリーグループによる検討会を開催

10月22日、PCAOB は、現在の経済環境が重要な虚偽記載のリスクにいかにか影響を及ぼすのか、PCAOB は監査を実施している監査人を支援するガイダンスの発行を検討するために常任アドバイザリーグループ(SAG)と検討会を開催した。SAG 検討会に関連して、PCAOB は10項目の潜在的にリスクが高まっている領域についての詳細な討議資料をリリースした。

http://www.pcaobus.org/Standards/Standing_Advisory_Group/Meetings/2008/10-22/BP_Audit_Considerations.pdf

討議資料には新たなガイダンスや基準が含まれていないが、現在の経済環境において重要な虚偽記載のリスクが高まる可能性がある事項の概要が示されている。これらの事項は、監査人によるより綿密な調査が必要な領域として特定されているものであるが、財務諸表を作成し公表する企業にとっても同様の綿密な調査に値する領域である。更に、これらの事項は、内部

統制にも影響を及ぼす事項である。企業は、監査人はこうした問題点を、財務諸表及び財務報告に係る内部統制の統合監査の観点から検討するであろうことを認識すべきである。要するに、現在の経済環境は、企業と監査人の双方が、複雑性とリスクが高まる中で広範囲に亘る主観的な判断が必要となる領域を検討し、対応することを要求しているのである。

以下は、討議資料で取り上げられた10項目の要約と、関連する基準への参照である。

(1) 公正価値測定

市場が機能していない場合には、公正価値の測定及び適切な開示が困難な状況が増加する。財務会計基準書(FAS)157号は、財務報告目的での公正価値測定方法及び当該測定方法に関する開示規定を改訂した。PCAOB は、2007年12月に、スタッフ監査実務アラート2号「金融商品の公正価値測定の監査及び専門家の利用に関連する事項」を公表している。この実務アラートは、公正価値ヒエラルキーにおける分類、プライシングサービスによって提供された評価額、及び金融商品の公正価値測定の監査のために専門家を利用する際の考慮点の検討に関するガイダンスを含んでいる。市場価額が帳簿価額より下落すれば期中の減損テストが必要となる可能性があるため、こうした検討は重要である。経営者が減損損失を現時点で認識する必要がないと決定しても、企業は投資家に対して適切な「早期の注意喚起(early warning)」の開示を行う必要があるかもし

れない。

さらに、2008年9月、米国証券取引委員会(SEC)は、混乱したあるいは機能不全に陥った市場の影響を受けている資産及び負債に対する公正価値会計適用に関するガイダンスを公表した。米国財務会計基準審議会(FASB)も2008年10月上旬にFASB スタッフポジション(FSP157-3)を公表し、同様の考え方を強調した。いずれも以下を強調している。活発でないあるいは機能不全に陥っている市場において、評価損(negative)の場合も評価益(positive)の場合も、特定の公正価値の決定についての「明確な(hard and fast)」規則は存在しない。むしろ、企業及び監査人は十分に検討された事実と関連資料に基づいて判断を行うことに注力する必要があるであろう。

(2) 一時的な価値の下落ではない場合の減損処理

現在の経済環境の下では、負債及び持分証券について一時的な価値の下落ではない場合の減損処理が行われ、損益計算書に損失が計上される可能性がある。FAS115号「特定の負債及び持分証券への投資の会計処理」に従って、「満期保有及び売却可能有価証券」における「一時的な価値の下落ではない」場合の減損は損失として処理されることになる。SEC スタッフアカウンティングブリテン(SAB)59号「非流動資産に区分される市場性のある持分証券の会計処理」もまた、「一時的な価値の下落ではない」ことを決定するための指針を提供し、「一時的な価値の下落ではない」は「永久的」という意味に解釈されるべきではないと指摘している。SAB59号は、さらに「実現可能価額が、投資の帳簿価額以上であることを示す証拠がない限り、評価減は実現損失として会計処理されるべきである」ことも指摘している。加えて、

FASB 緊急問題調査委員会(EITF)99-20「購入した受益持分及び証券化された金融資産の譲渡人によって継続的に保有されている受益持分に関わる利息収入及び減損の認識」により、証券(受益持分)の価値が原価より低下しかつ、証券(受益持分)に帰属する見積り将来キャッシュフローが不利な方向に変化(adverse change)していれば、特定の受益持分は公正価値まで評価減し、損失を計上するべきである。一時的な価値の下落ではない場合の減損処理に関連して様々なことが検討される。例えば、回復するまで保有する意思と能力、見込まれる回復期間、及び減損処理すべき金額、などである。

(3) クレジットデリバティブ

定義上、クレジットデリバティブは他の商品やクレジットイベントに依存する。クレジットデリバティブの価値は、複雑なモデルあるいは価格算定の専門家を利用して測定される。モデルで使用される仮定は非常に主観的であり、仮定のわずかな違いは結果として重要な評価の違いとなる可能性がある。クレジットデリバティブを評価する際に考慮するその他の要因としては、カウンターパーティのクレジットリスク、つまり店頭デリバティブにおけるカウンターパーティの不履行の可能性である。2008年9月、FASBはクレジットデリバティブについての開示の改善に関するスタッフの見解を公表した。現在の金融危機により、企業は、流動性及び市場リスクの開示の検討だけでなく、公正価値測定や一時的な価値の下落ではない場合の減損を含む未決済残高(open position)に関連したリスクを再評価することが求められるかもしれない。

(4) 継続企業の前提

財務諸表の作成の前提となっている継続企業の

仮定を評価する際に現在の市場状況の影響が考慮されるべきである。この評価は、結果として追加的な開示をもたらす可能性がある。現時点においては、AU セクション 341「監査人による継続企業として企業が存続する能力の検討」に、継続企業の評価の要請が規定されている。2008 年 9 月に、FASB は、継続企業に関する公開草案を公表し、「継続企業」を会計及び開示要請とすることが示された。継続企業については歴史的には監査人の検討事項であり、監査人が開示の必要性を決定してきたことを考えると、これは重要な進展である。いまや、経営者は監査人による決定に対応するというよりは、むしろ、継続企業の問題を自らが率先して検討しなければならない。公開草案は、財務諸表が継続企業を前提として作成できない場合、あるいは、継続企業として存続する企業の能力に重要な疑念が生じた場合に、特定の開示を要求している。FASB は国際財務報告基準(IFRS)の要請と整合させるためのいくつかの改訂を条件として、AU セクション 341 の継続企業に関する要請を継続することを決定した。改訂のひとつは、継続企業の評価に関して、時間の範囲を変更するというものである。AU セクション 341 は、「監査対象の財務諸表日以降、1年を超えない合理的な期間において継続企業として存続する企業の能力に重要な疑念があるのかどうかを評価する責任」があると記述している。これに対して、公開草案で説明されているように、国際会計基準(IAS)1号「財務諸表の表示」は、継続企業の仮定が適切かどうかを評価する際には、企業は「報告期間の終了日以降少なくとも今後 12 ヶ月間(これに限定されるものではない)において全ての入手可能な情報」を検討することを要求している。

(5) 年金 / その他の退職後給付(「OPEB」)
FAS157号の規定は、雇用主の財務諸表における年金及び OPEB 制度資産の測定及び評価だけでなく、(年金等の)制度の単独財務諸表にも適用される。企業の年金債務を決定する際に考慮されるいくつかの仮定(例えば、割引率、制度資産の期待収益、及び予測昇給率)もある。予想収益率は、年金費用を決定する際に特に重要な要素であり、現在の経済状況を考慮して、慎重に検討しなければならない。多くの従業員給付プランは、流動性の低い投資商品に投資しており、そのような制度資産は制度及びスポンサーである企業の両方の財務諸表に影響し、そうした影響の時期は制度の内容に依存して異なるであろう。

(6) 売掛金

企業が業者への支払いよりも早い速度で売掛金を回収していないのであれば、企業は資本を保全するか、あるいは資本・債券市場に頼ることが必要となるであろう。現在の環境では、運転資本の管理が企業の生き残りを左右しうる。売掛金の回転日数が増えているのであれば、売掛金が回収不能になるリスクが高まっている。

(7) 棚卸資産

棚卸資産の残高の増加は陳腐化のリスクの増大を示している可能性があり、結果として、棚卸資産残高を減らすあるいはマーケットシェアを維持するために値引きをすることになる可能性がある。会計研究公報(ARB)43号「会計研究公報の修正及び改訂」は、棚卸資産は原価あるいは時価のいずれか低い方の価額で評価するべきとしている。商製品の有用性が損害、品質低下、陳腐化、価格の変化あるいはその他の要因によって減損したときはいつでも損失を認識すべきである。

(8) その他の資産の減損

これまで評価に影響を受け、今後も影響を受け続けるであろうその他の資産には、担保、消費者の借入、事業貸付金、のれん、有形固定資産や償却可能及び耐用年数が確定できない無形固定資産のような長期性資産が含まれる。

(9) 繰延税金

企業が損失を計上しているあるいは将来損失を計上することが見込まれるような環境では、繰延税金資産に対して評価性引当金を計上することが必要となる可能性がある。繰延税金(資産)が実現するためには、企業は将来に十分な課税所得を計上することが必要とされる。FAS109号「法人所得税の会計」は、「繰延税金資産を実現の可能性が高い金額まで減額するように、評価性引当金を十分に計上すべきである。」と記述している。それゆえ、繰延税金資産の実現に影響を与える可能性がある最近の出来事に関連した証拠を考慮して、評価性引当金を再評価する必要がある。

(10) 開示

昨年来の経済環境のボラティリティにより、企業が直面しているリスク及び不確実性に関する開示事項の改善に注目が高まっている。米国公認会計士協会の意見書 94 - 6(SOP94 - 6)「特定のリスク及び不確実性に関する開示」は、短期的に、財務諸表上で開示された金額及び報告企業の存続に影響を与えるような、リスク及び不確実性に関する定性的な情報の開示に焦点を置いている。「短期的」は、財務諸表の期日から1年以内とみなされている。SOP94 - 6はまた、特定の重要な見積及び特定の分野への集中によって起こる現在の弱点についての開示も要求している。したがって、企業は、与信保険のエクスポージャー、潜

在的な格付の引き下げの影響、流動性の原資の変化、カウンターパーティによる債務不履行のエクスポージャー等の主要なリスク情報の開示を検討しなければならない。

上記の10項目の領域は、外部監査人の重点監査項目となる可能性が高いため、企業にとって重要である。これらの領域に加え、SAGのメンバーは、現在の環境において監査人によるより綿密な調査が要求される可能性のあるその他の事項を特定している。

- MD&A: 現実を反映する
(上述したように)開示に関連したより綿密な調査要請に応じて、監査人は企業のMD&Aの妥当性に注目する可能性がある。特に開示事項が現実を反映しているかということのみでなく、関連する開示事項が省略されていないかについても検証するかもしれない。
- リスクに焦点を当てる
リスクが高まっている時において、有効なリスクマネジメントは、「あればいい(nice-to-have)」とかオプションというものではなく、必要不可欠なものである。監査人及び企業のいずれも、リスク評価及び経営者のリスクマネジメントプロセスの有効性に焦点を当てるべきである。
- 収益の認識
経済的に困難な時期には、収益の認識に関する複雑な会計処理が必要とされる。独創的なビジネス取引が行われる可能性がある。顧客に経済的な便益を与える取り決めから生じる複雑性に加えて、マージンが圧縮されているので、企業は収益を前倒して認識したいという誘惑に駆られる可能性がある。監査人はこのことを認識しており、監査法人の本部もリスクへの注意を喚起している。そ

れゆえ、こうした領域における監査範囲を拡大する可能性がある。

- 細部に注意する

多くの契約は小さな文字で書かれた契約条項を含んでおり、契約条項に抵触すれば、契約当事者及びその財務諸表に重大な影響を与える可能性がある。企業及び監査人は契約条項の遵守がモニターされていることを確かめるべきであり、重要な制限条項及び潜在的な偶発事象は適切に開示されるべきである。

- 支払う対価の内容

外部監査人が、増加している財務（報告上の）リスクに対応して（複雑な判断を評価するために、より上位の監査従事者に重点を置くということで）監査従事者の構成や監査手続を調整しているため、企業は外部監査人報酬が引き上げられるかもしれない。

SAG 検討会において特定された事項は新しいガイドスではないので、PCAOB は、現在の金融危機の結果として生ずる緊急問題に関連した最終的なコミュニケーションとして、監査基準よりもむしろ、実務上の留意事項を公表する可能性が高い。こうした論点は、財務諸表監査に加えて、財務報告に係る内部統制監査にも密接な関係があるだろう。従って、企業は重要な見積及び仮定を決定する既存の内部統制の適切性を再評価する必要があることに留意すべきである。

監査人のリスク評価及びリスクへの対応に関連した新しい監査基準の提案

10月21日、PCAOB は、監査人のリスク評価及びリスクへの対応並びに関連した修正に関する7つの新しい監査基準についてパブリックコメントを募集する提案を

採決した。提案された基準は、監査リスクと重要性、監査計画及び監督、財務諸表監査における内部統制の取扱い、監査証拠、並びに勘定残高及び開示に対する期末日前のテストの実施に関連する暫定監査基準に代わるものである。PCAOB の委員長マーク・オルセンは、提案された基準の目的を以下のように要約している。「リスクの適切な評価は、高品質の監査の基礎となる。本日の提案は、そのような基礎を強調することを意図しており、これによって監査全体が改善されるであろう。」

提案された基準は、監査の計画段階から監査結果の評価に至る監査手続及び監査報告書における意見の形成についての要請を詳しく説明し、方向性を与えるものである。提案は、リスク評価の方法論の改善、監査基準第5号（統合監査および財務報告に係る内部統制の監査の基準）とリスク評価基準の統合の促進、不正リスクに関連した監査人の責任の強調、及び PCAOB のリスク評価基準と他の監査基準設定主体（の基準）とのより密接な調整によって、監査人のリスク評価の有効性を改善しようとするものである。

これらの提案された基準に対するコメントは2009年2月18日までの120日間受け付けられる。提案された監査基準は以下のウェブサイトですべて全文を入手できる。
http://www.pcaobus.org/Rules/Docket_026/index.aspx
基準の簡潔な要約は以下のとおりである。

(1) 財務諸表監査における監査リスク

監査リスクの構成要素及び財務諸表に重要な虚偽記載がないことの合理的な保証を入手するために適切なレベルまで監査リスクを低減する監査人の責任が記述されている。

(2) 監査計画及び監督

監査上の重要な事項の評価並びに監査方針及び監査計画の設計を含む、監査計画についての監査人の責任が記述されている。監査チームの作業を監督し、レビューする監査の業務執行責任者及びその他の監査チームメンバーの責任についても記述されている。

(3) 重要な虚偽記載リスクの特定と評価

リスクを特定するための情報収集手続及び特定したリスクの分析を含む、重要な虚偽記載のリスクを特定し評価する監査人の責任が記述されている。

(4) 重要な虚偽記載リスクに対する監査人の対応

特定の監査手続を含む、重要な虚偽記載リスクに対する監査の実施段階における監査人の責任が定義されている。

(5) 監査結果の評価

監査を通じて特定された修正されなかった虚偽記載及び統制上の不備の評価を含む、監査報告書において意見を表明するために監査の結果を評価する監査人の責任が記述されている。

(6) 監査の計画及び実施段階における重要性の検討

監査計画における重要性の概念の適用及び監査手続の決定に関連する監査人の責任が詳述されている。

(7) 監査証拠

監査報告書上の意見を裏付ける十分かつ適切な証拠を入手するための監査手続の設計及び適用についての監査人の責任が定義されている。また、

監査証拠の十分性及び適切性を決定するための原則が詳述されている。

これらの基準案は、監査基準第 5 号で議論されたリスクベースアプローチの推進を意図している。PCAOB のメッセージは、監査人は最も重要な事項に焦点を合わせるべきということである。その意味において、PCAOB は専門家としての判断の使用を継続して推奨している。

以上